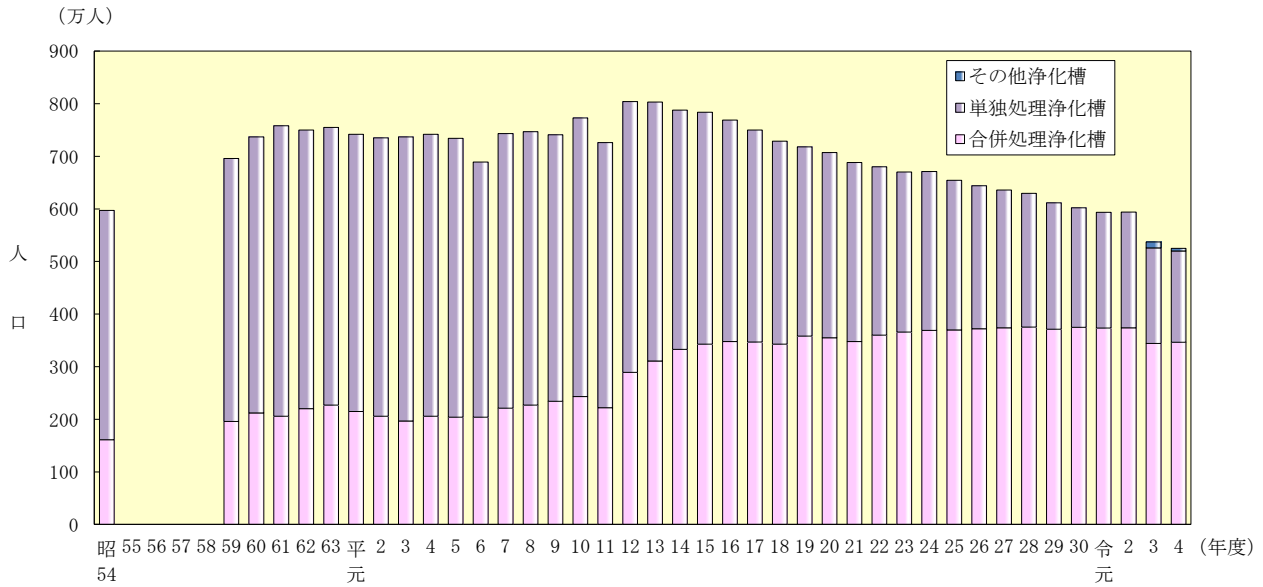


7 瀬戸内海的环境保全対策

④浄化槽の整備等

各種の浄化槽指導要領等に基づき合併処理浄化槽の設置を指導するとともに、高度処理の導入の指導を行った府県もみられた。また、汚泥の引き抜き等の維持管理の徹底指導が実施された。

関係 13 府県の浄化槽人口及び合併浄化槽人口の推移を図 7-11 に示す。



- 注) 1. 令和2年度以前は浄化槽人口に集落排水施設等人口が含まれる。
 2. 令和3年度以降は出典の公表区分に合わせて「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」及び「その他の浄化槽」を示す。

出典：平成11年度までは各府県報告、平成12年度以降は「日本の廃棄物処理」（環境省）より作成

図 7-11 関係 13 府県の浄化槽人口及び合併処理浄化槽人口の推移